



環境未来都市 北九州市

©ていたん北九州市

Environment of Kitakyushu City 2016

平成28年度版

北九州市の環境

概要版

特集

1 G7 北九州エネルギー大臣会合

(1) 大臣会合の概要

平成 28 年 5 月 1 日・2 日、伊勢志摩サミットの関係閣僚会合のひとつである G7 エネルギー大臣会合が北九州市で開催されました。

主要 7 カ国及び関係機関の閣僚など 400 名を超える関係者が集まり、大臣会合のほか、歓迎レセプションやエクスカージョンなどが行われました。



(2) 大臣会合の開催まで

平成 27 年 7 月 3 日、北九州市でエネルギー大臣会合が開催されることが決定しました。

経済産業大臣からは、会見の中で「北九州市は八幡製鉄所の創業以来、重化学工業地帯として発展し、日本の産業近代化や高度経済成長を牽引してまいりました。現在では、世界に先駆けるエネルギー政策を掲げており、エネルギー大臣会合の開催地としてふさわしい」との発言がありました。

(3) 大臣会合当日

会合初日の 5 月 1 日には、二国間会談が行われたほか、夕方からは歓迎レセプションとワーキングディナーが実施され、地元食材を使った料理の提供や小倉織による装飾、戸畑祇園大山笠や茶道などによるおもてなしを行いました。



本会合

午後からはエクスカージョンが実施され、各国・機関の代表らが、小倉城、八幡東区東田地区、(株)安川電機を視察しました。

東田地区では、北橋市長から市の環境・エネルギー政策について説明を行ったほか、地域節電所の視察、燃料電池自動車での移動、小川福岡県知事による水素タウンの説明などが行われました。

(4) 大臣会合の成果

会合中、会場やプレスセンターにおいて、環境やエネルギーに関する展示も行われました。

会合後の記者会見では、各国・機関代表から「北九州市は、クリーンエネルギーへの転換が、経済を成長させるとともに、エネルギーの安全保障強化につながることを実証した街で、大臣会合の開催地として最適であった」などの発言がありました。

会合を通じ、本市の環境・エネルギー政策を広く国内外に発信できたものと考えています。



歓迎レセプション

2 日目となる 5 月 2 日には、本会合が行われました。

「グローバル成長を支えるエネルギー安全保障」を大きなテーマに据え、「エネルギー投資の促進」、「エネルギー安全保障の強化」、「持続可能なエネルギー」について議論を行い、共同声明が取りまとめられました。この議論の結果は、G7 伊勢志摩サミットに報告され、首脳間の議論の基盤となりました。



北橋市長によるプレゼンテーション

2 食べものの「残しま宣言」運動の推進

(1) 食品ロスの現状

我が国では、生産・流通・消費等の各段階で、事業者の商慣習や消費者の過度な鮮度志向など、様々な要因から大量に食品が廃棄されてきました。

国内で1年間に約2,797万トンの食品由来の廃棄物等が発生しており、このうち約632万トンは、本来食べられるのにもかかわらず捨てられている食品、いわゆる食品ロスと推計されています（平成25年度推計：農林水産省、環境省）。

この食品ロスの量は、世界全体の食料援助量の約2倍であり、国民一人1日当たりの食品ロス量はおよそ茶碗1杯のご飯の量に相当します。

このような状況を踏まえ、本市では、食品ロス削減に向けて、市民及び飲食店等の事業者の皆様が取り組むことができる「残しま宣言」運動を平成27年11月から開始しました。

(2) 概要

ア. 残しま宣言

市民一人ひとりが実践できる食品ロス削減への取組内容を「残しま宣言」として、啓発カードの配布等により、周知を図っています。

■ 取組内容（残しま宣言）

- 外食時の取組
 - ・食べ切ることができる量を注文します！
 - ・宴会時に食べ切りを声かけします！
 - ・グループ間で料理をシェアします！
 - ・食事を楽しむ時間をつくります！（開始後30分、終了前10分など）
 - ・注文した料理は食べ切ります！
- 家庭での取組
 - ・必要以上に買すぎません！
 - ・買った食材は使い切ります！
 - ・作った料理は食べ切ります！
 - ・生ごみを捨てる時は水を切ります！
 - ・賞味期限と消費期限の違いを理解します！

イ. 残しま宣言応援店

外食時の食べ切り促進策を実施する市内の飲食店等を「残しま宣言応援店」として市に登録し、周知を図っています。



このステッカーが目印です

■ 応援店取組項目

下記6項目のうち、1項目以上取り組む飲食店等を市に登録します。

- ①特典付与
 - ・食べ切った方に「店舗独自の食べ切り特典（割引券等）」を付与
- ②提供量の調整
 - ・料理提供量を希望に応じて調整（小盛メニュー等）
- ③持ち帰り対応
 - ・ドギーバッグの用意等、持ち帰り希望者の対応
- ④お声かけ運動
 - ・食べ切りを促すお声かけの実施
- ⑤啓発活動
 - ・ポスター掲示等による啓発活動の実施
- ⑥独自の取組
 - ・その他、食べ切りにつながる店舗独自の工夫

(3) これまでの取組

食品ロス削減に向けた取組みやその必要性を知っていただくため、テレビ・ラジオでのPRや、飲食店情報が掲載されているフリーペーパーでの特集、市政だよりやたんプレス等で周知を図ってきました。

また、「残しま宣言応援店」の参加店を募集し、平成27年度末現在で、148店舗が登録されています。

(4) 今後の取組

食品ロス削減は、循環型社会形成に向けて、重要な課題です。

今後も、市民、事業者の皆様が食品ロス削減の重要性を知っていただき、食品ロス削減が市民運動として盛り上がるよう、「残しま宣言」運動を推進していきます。



3 北九州市循環型社会形成推進基本計画の中間見直し

(1) 計画策定の経緯

北九州市では、持続可能な社会の実現に向け、従来の「循環型」の取組みに、「低炭素」、「自然共生」の取組を加えた先駆的な廃棄物行政のあり方を示す「北九州市循環型社会形成推進基本計画」を平成 23 年に策定し、計画に基づく取組を実施しています。

その結果、市民や事業者の協力のもと、市民一人 1 日当たりの家庭ごみ量は、平成 15 年度比で約 30%削減し、リサイクル率は 25%を上回っています。

本計画の期間は、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間ですが、策定後の経済社会状況の動向や廃棄物量の変化等に的確に対応した計画の運用を図るため、北九州市環境審議会に諮問し、中間的な見直しを行いました。



環境審議会による答申(H 28.6)

(2) 計画の理念と主な目標

《基本理念》

市民・事業者・NPO・行政など地域社会を構成する各主体が主体的・協動的に 3R・適正処理に取り組むことを通じ、“持続可能な都市のモデル”を目指します。

《主な目標》

- ◆ 市民 1 人一日あたりの家庭ごみ量
H32 年度 : 470g
- ◆ リサイクル率
H32 年度 : 35%以上
- ◆ 一般廃棄物処理に伴い発生する CO₂ 排出量
H32 年度 : 100 千 t - CO₂

(3) 新たな取組のポイント

①ごみの減量化・資源化の推進

- ・家庭系のごみについて、食品廃棄物の減量・資源化対策や、古着リサイクルの推進などに、重点的に取り組みます。
- ・増加傾向にある事業系ごみについて、適正処理と減量・資源化を進めるため、排出ルールの徹底や事業者への周知啓発に取り組んだ上で、ごみ処理状況を注視し、必要に応じて適正な処理手数料のあり方を検討します。

②ごみ処理施設や広域処理の今後のあり方

- ・安定的・効率的なごみ処理の確保、大規模災害への対応、低炭素化、広域処理の視点から、日明工場の更新計画を推進し、最適な焼却工場体制のあり方を検討します。
- ・広域連携については、「連携中枢都市圏構想」という新たな枠組みを基に、他都市からのごみの受入処理を進めていきます。

③適正処理と安全・安心の確保

- ・環境を保全し、安全・安心な市民生活を守るため、ごみ処理の無許可業者対策、災害廃棄物や、水銀・PCB を含む廃棄物の適正処理を推進します。

④低炭素・自然共生社会への貢献

- ・太陽光パネルや次世代自動車等、低炭素社会の進行に伴って発生する廃棄物の処理体制の構築や、生ごみ・間伐材等のバイオマス資源の活用と里地里山の保全との連携等によって、循環型・低炭素・自然共生社会づくりの取組を統合的に推進します。
- ・北九州 ESD 協議会を中心に、産学官民の連携によって、持続可能な開発のための教育（ESD）を推進します。

⑤環境国際協力・ビジネスの推進

- ・「アジア低炭素化センター」をはじめとする環境の国際的取組や、市内の事業活動に伴って発生する廃棄物の新たなリサイクルに取り組んでいきます。

(4) 今後の取組

見直し後の計画を踏まえ、「第 2 次北九州市生物多様性戦略（2015 年度 -2024 年度）」等、他の計画と連携しながら、地域循環圏の構築や、低炭素・自然共生社会への貢献等の取組により、持続可能な循環型社会づくりを進めます。

4 第2次北九州市生物多様性戦略の策定

(1) 戦略策定の経緯

本市では、平成17年9月に政令市初の自然環境保全のための基本計画である「北九州市自然環境保全基本計画」を策定し、様々な取組を推進してきました。

平成20年6月には生物多様性基本法が制定され、都道府県、市町村においても、生物の多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な実行計画を策定するよう努めることが規定されました。これを受け、平成22年11月に自然環境保全基本計画を改訂する形で、「北九州市生物多様性戦略」を策定しました。

この戦略の期間が平成26年度に終了したことを受けて、生物多様性国家戦略で新たに盛り込まれた、生物多様性の恩恵である“生態系サービス”や“生物多様性の危機”などの新しい視点を盛り込んだ、「第2次北九州市生物多様性戦略（2015年度-2024年度）」を平成28年3月に策定しました。



本編



概要版

(2) 本戦略の特徴

本戦略の策定にあたり、「北九州市らしい戦略」とするため、本市の豊かな自然環境の特徴や自然の利活用について具体的な事例を記載し、生物多様性の重要性和市民の暮らしとの関わりをわかりやすく記載しました。



本市の自然の例(左:平尾台 右:岩屋海岸)



本市の自然から得られる恵みの例
(左:合馬たけのこ 右:豊前海一粒かき)

(3) 戦略の期間と対象地域

本戦略の戦略期間は2015年度（平成27年度）～2024年度（平成36年度）です。

また、対象地域は北九州市全域を基本としています。しかしながら、自然環境は山地や河川、海域など行政区外とも密接に関係しています。このため、人、生き物などを介した生物多様性に配慮すると同時に、必要に応じて国、県、周辺自治体等との連携に代表されるような広域的な視野をもって取組を推進することとしています。

(4) 戦略の基本理念と5つの基本目標

本戦略では、自然と人との関わりや歴史や経験を活かし、将来にわたって豊かな自然の恵みを楽しむことができる社会の実現を目指すための基本理念を設定しました。

また、生物多様性の危機に対応する形で5つの基本目標を設定しました。

これらの目標に基づき、生物多様性の保全と活用に関する様々な施策に取り組みます。

(5) 戦略の進行管理

本戦略を推進し、目標を達成するためには、関係部局のみならず、様々な主体による連携が必要です。そのため、市民・NPO、事業者、学識経験者などからなる「北九州市自然環境保全ネットワークの会（自然ネット）」の意見を聞きながら進行管理を行います。

また、本戦略の状況について、新たに数値目標を設定し総合的に評価を行います。

(基本理念)

都市と自然との共生

豊かな自然の恵みを活用し 自然と共生するまち

(5つの基本目標)

- 1 自然とのふれあいを通じた生物多様性の重要性の市民への浸透
- 2 地球規模の視野を持って行動できるような高い市民環境力の醸成
- 3 自然環境の適切な保全による、森・里・川・海などがもつ多様な機能の発揮
- 4 人と自然の関係を見直し、自然から多くの恵みを感じることができる状態の維持
- 5 自然環境調査を通じて情報を収集、整理、蓄積し、保全対策などでの活用

第1章 北九州市民環境力の持続的な発展

第1節 環境活動と地域コミュニティ活性化の好循環

1 環境活動を行う市民・市民団体への支援・助成

市民や市民団体の自主的な環境活動の推進と地域コミュニティの活性化のため、ごみの減量化・資源化及び自然環境保全等の環境活動を行う市民や市民団体への支援・助成を行っています。

● 集団資源回収団体奨励金制度

町内会、老人会、子ども会などの地域の市民団体に対し、古紙の回収量に応じて奨励金を交付。

登録団体数（平成27年）	1,812 団体
古紙回収量（平成27年）	25,293t



保管庫を利用した古紙回収

この他、活動地域内の古紙回収の調整を継続して行うまちづくり協議会に対する「まちづくり協議会地域調整奨励金制度」、古紙回収活動を行っている地域の市民団体等への保管庫の無料貸与、地域団体が家庭から回収する剪定枝・廃食用油のリサイクル活動に対する支援、「生ごみコンポスト化容器活用講座」の講座等の支援・助成を実施。

2 ていたんポイント事業

子どもから年長者まで幅広い市民が、気軽に楽しく環境活動に参加することを促すため、環境活動に参加した市民に対してポイントを付与する「ていたんポイント事業」を平成27年12月からスタートさせました。

環境活動に参加するたびに「ていたんポイント」が貯まり、ていたんグッズやエコグッズなどが当たる抽選会に参加できます。

これにより、市民環境力の一層の向上を図るとともに、温室効果ガス排出削減、まちのにぎわいづくりや地域コミュニティ活動の活性化につなげていきます。

また、ポイントの対象となる環境活動は、順次拡大することとしています。



3 環境活動に関する各種表彰

地域の環境活動に積極的かつ継続的に取り組んでいる市民・NPO、事業者等のやる気を支え、効果的なインセンティブを付与するために各種の表彰を行っています。

【表彰の種類・平成27年度表彰件数】

- 北九州市環境にやさしい事業所（市長感謝状） 2 事業所
- 3R 活動推進表彰 19 件
- 産業廃棄物排出事業者・処理業者認定
- 環境衛生優良地区 7 地区
- 北九州市まち美化貢献者（環境局長感謝状） 13 名、9 団体
- 環境衛生地区組織育成功労者（市長感謝状） 13 名
- 北九州市まち美化協力功労者（市長感謝状） 7 名、5 団体
- 「校区まち美化レポート」表彰（市長感謝状） 57 校（園）

第2節 優れた環境人財の育成

1 「持続可能な開発のための教育（ESD）」の推進

多様な人々が、地域等の様々な課題に気づき、自発的に社会のあり方を変えていく人財を育むため、「持続可能な開発のための教育（ESD）」を推進しています。平成27年度は、5年間のESD普及の行動計画「北九州ESDアクションプラン」

の策定、ESD コーディネーター研修、北九州まなびと ESD ステーションにおける大学生を中心としたプロジェクト活動などを実施しました。

2 北九州環境みらい学習システム「ドコエコ！」の推進

本市の恵まれた自然や充実した環境関連施設等を結びつけ、多世代の市民がまち全体で楽しく環境学習が行える仕組みづくりを行い、「市民環境力」の向上を目指します。今後は、環境学習コンシェルジュによる環境学習プログラムの情報集約と環境学習施設間のネットワークの強化を図るとともに、積極的な情報発信を進めます。

3 北九州市環境首都検定の実施

北九州市独自の環境分野の検定を実施することにより、環境学習の機会を増やし、環境意識のレベルアップや環境に関心を持つ市民の裾野を広げることを目的に、「北九州市環境首都検定」を実施しています。(平成 27 年度受検者数 2,774 人)



平成 27 年度 表彰式

4 環境ミュージアムを拠点とした環境学習の推進

「北九州市環境ミュージアム」は、地球環境問題をはじめ、本市の公害克服の歴史や身近なエコライフの取組などを「見て・触れて・楽しみながら」学べる施設です。「環境未来都市 北九州市」の環境学習・情報・活動の総合拠点として、一人ひとりが行動するきっかけとなる場づくりに取り組んでいます。(平成 27 年度来館者数 131,092 人)

5 北九州子どもエコクラブ活動の推進

「子どもエコクラブ」は、子どもたちが自主的に環境に関する学習や活動を行うクラブです。平成 27 年度は、32 クラブ、1,268 人の幼児から高校生までが活動しました。

第 3 節 環境情報の共有と発信

1 北九州エコライフステージ

北九州エコライフステージは、「世界の環境首都」を目指し、毎年市民団体や事業者などで構成する実行委員会を中心にして、エコライフの浸透を目指し様々な環境活動に取り組むものです。平成 27 年度は、延べ約 203 万 5 千人の市民が参画し、193 行事を実施しました。

シンボル事業「エコライフステージ 2015」は、『環境首都北九州 ここで暮らせてよかったと思えるまちに』をテーマに、平成 27 年 10 月 10 日(土)・11 日(日)に実施し、89 団体、15 万 1 千人の市民が参加しました。



シンボル事業「エコライフステージ 2015」

2 環境情報の収集・整備・提供

手軽にごみの分別・排出ルールを調べられる環境を整えるため、スマートフォン・タブレット型端末向けの無料アプリ「分別大事典アプリ」を作成し、平成 27 年 3 月 31 日から配信しています。アプリは App Store または Play ストアでダウンロードできます。



第4節 国際的な協働・ビジネスの推進

1 諸外国との環境協力実績

これまでに、大連市、上海市（中国）、スラバヤ市（インドネシア）、マンダレー市（ミャンマー）、ハイフォン市（ベトナム）等のアジア諸都市との環境国際協力を実施するとともに、日中韓の11都市からなる東アジア経済交流推進機構環境部会、東南アジアを中心とした12カ国68都市との実績をもつアジア環境都市機構等の都市間ネットワーク事業を実施し、アジアにおける環境国際協力を推進しています。また、平成26年度より、日中大気汚染・省エネ対策共同事業を開始し、平成27年度は、大気汚染等の現状を把握・分析するため、専門家を5都市（上海市、武漢市、天津市、唐山市、邯鄲市）に延べ16回派遣しました。

2 アジアの人材育成拠点形成事業

研修員の受け入れ（平成28年3月現在で156カ国・地域で8,207人）や専門家派遣（25カ国192人）、（一財）自治体国際化協会の制度を活用したアジア自治体の研修員の受け入れ等を実施しています。

3 アジア低炭素化センター

アジア地域の低炭素化を通じて、地域経済の活性化を図るための中核施設として、「アジア低炭素化センター」を設置しています。センターでは、本市に蓄積してきた地元企業の環境技術を、アジア諸都市とのネットワークを活用しながらビジネス展開することを支援しており、本市の行政ノウハウや環境技術を体系的に整理した「北九州モデル」を用いて、相手側都市のニーズに応じたパッケージ型インフラの海外輸出を進めています。

平成27年度より「北九州モデル」を活用して、ベトナム・ハイフォン市と共同で策定した「ハイフォン市グリーン成長推進計画」に盛り込んだパイロットプロジェクトを推進しています。



IEAT との協力覚書締結（H26.8）



DIW、IRPC 社との協力覚書締結（H26.12）



新日鉄住金エンジニアリング㈱との包括連携協定（H27.3）

4 関係機関等との連携

(1) (公財) 北九州国際技術協力協会 (KITA)

環境国際協力の実施機関として、国際研修、専門家派遣、コンサルティング、調査研究、国際親善交流など多彩な活動を実施しています。

(2) (公財) 地球環境戦略研究機関 (IGES) 北九州アーバンセンター

低炭素で環境的に持続可能な都市の実現等に関する研究や海外展開支援を実施しています。また、市内企業の環境技術を活用した海外展開支援や JICA 九州、KITA との連携により国際研修を実施しています。

(3) 独立行政法人 国際協力機構 (JICA)

イクレイ (ICLEI)、国連工業開発機関 (UNIDO) 等

各国際機関と覚書の締結等により、様々な連携を実施しています。



研修員による大気汚染物質の分析実験

第1節 北九州市環境モデル都市の推進

1 北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画の概要

本市は、平成20年7月、低炭素社会の実現を目指す「環境モデル都市」に政府から選定されたことを受け、翌年「北九州市環境モデル都市行動計画」を策定し、平成26年3月に改訂しました。また、平成27年12月に開催されたCOP21で、気候変動防止に係る新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択され、国においても「地球温暖化対策計画」が平成28年5月に閣議決定されました。

このような状況を踏まえ、本市では、国の計画に即した実行計画として、環境モデル都市行動計画をベースに、平成28年8月「北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画（北九州ニューグリーンフロンティアプラン）」を策定しました。現在、この計画に沿って市民や企業、行政の連携のもと、低炭素社会の実現に向けて様々な取組を進めています。

● CO2削減目標（2005年度の本市排出量比）

	2020年度	2030年度	2050年度
市域	▲8%	▲30%	▲50%※
アジア地域	▲6%	▲75%	▲150%

※国の長期目標（2050年▲80%）を踏まえ、今後一層の上積みを検討

● 削減に向けた5つの方針

- ①環境が先進の街を創る
- ②環境が経済を拓く
- ③環境が人を育む
- ④環境が豊かな生活を支える
- ⑤環境がアジアの絆を深める

● 取組の評価

環境モデル都市における平成26年度の取組の評価結果

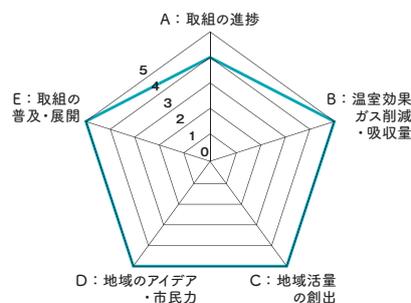
出典：内閣官房 地域活性化統合事務局

北九州市

人口：96.3万人、人口密度：1,958人/km²、世帯数：42.9万世帯（平成26年10月末現在）
 就業人口4,437百万人（平成24年度）、市内GDP：3.3兆円（平成24年度）
 面積：491.95km²（うち森林面積187万km²）、森林率：42%（208万km²）

平成26年度の取組の総括

第2期アクションプランの初年度である平成26年度は、第1期アクションプランで整備した基盤を活用し各種取組を推進した。
 水素社会実現へ向けた取組では、現在保有しているFCV2台のうち1台を平成26年末に市場投入されたトヨタ自動車「MIRAI」に入れ替え市民等へ効果的なPRを行い、また、城野ゼロ・カーボン先進街区形成事業では「タウンマネジメント組織設立」など確実に取組を進めている。さらに、「アジア低炭素化センター」によるアジアへの貢献においても「ハイフォン市グリーン成長推進計画策定」という実績を上げている。
 加えて、今回取りまとめた平成25年度の温室効果ガス排出量及び削減量では、第1期アクションプラン内で最大の成果を上げる結果となった。
 このような状況を踏まえ、本市が目指す高い市民環境力をベースとした低炭素社会づくりに向け、今後も本市の特色を生かした取組を積極的に推進していきたい。



2 市域の温室効果ガス総排出量

◆北九州市の温室効果ガス排出量（千トンCO₂）

区分	2005年度	2010年度	2011年度	2012年度	前年度から の変化率	2013年度（平成25）		対2005 年度比	
	（平成17）	（平成22）	（平成23）	（平成24）		（ ）内は部門の 占める割合			
二酸化炭素	家庭（暮らし）部門	1,039	906	1,062	1,174	→ -2.5% →	1,144	(6.2)	10.1%
	業務部門	1,186	1,367	1,691	1,866	→ 5.7% →	1,972	(10.7)	66.3%
	運輸部門	1,751	1,696	1,673	1,699	→ 0.6% →	1,708	(9.3)	-2.4%
	産業部門	10,717	11,665	12,257	12,685	→ -8.1% →	11,651	(63.1)	8.7%
	エネルギー転換部門	246	336	379	375	→ 8.3% →	406	(2.2)	65.1%
	工業プロセス	695	1,019	1,097	1,031	→ -2.0% →	1,010	(5.5)	45.2%
	廃棄物	542	364	389	357	→ -10.7% →	319	(1.7)	-41.1%
その他ガス（メタンなど）	172	200	216	228	→ 6.2% →	243	(1.3)	40.9%	
温室効果ガス合計	16,348	17,553	18,763	19,415	→ -5.0% →	18,453	(100.0)	12.9%	

注1：端数処理により合計が一致しない場合がある。注2：推計に用いている各種統計データの見直し等により、今後数値が変更される場合がある。



第2節 環境未来都市と総合特区制度を活用したまちづくり

1 北九州市環境未来都市とグリーンアジア国際戦略総合特区

本市は、環境や高齢化などに対応して市民の生活をより豊かにする「環境未来都市」、地域の包括的・戦略的なチャレンジを、国がオーダーメイドで総合的に支援する「国際戦略総合特区」に選定されています。これらの制度を利用した税制・財政・金融上の支援措置が呼び水となり、これまでに県内で1,680億円を突破し、市内においても370億円超の設備投資と、県内で1,080人、市内分約200人の雇用を創出しました。(平成28年12月2日時点)

また、税制上の支援措置に関しては見直しされ、平成30年3月31日まで2年間延長されました。

第3節 低炭素社会を支えるストック型社会への転換

1 自動車環境対策の推進

● 次世代自動車(EV、PHV等)の導入

公用車として電気自動車(EV)・プラグインハイブリッド車(PHV) 54台、燃料電池自動車(FCV)3台を導入。

● EV充電器の設置

公共施設22箇所(倍速15箇所、急速7箇所)。

● ノーマイカーデーの普及促進

毎週水曜日を「ノーマイカーデー」とし、また毎年10月～11月を推進月間として啓発活動を実施。

● エコドラ北九州プロジェクト

市内事業者を対象にしたエコドライブセミナー等を実施。



市で導入している次世代自動車

第4節 低炭素化に貢献する産業クラスターの構築

1 環境産業融資制度

北九州市内において環境・エネルギーに関する設備投資を行う企業等に対し、必要な資金を融資する制度です。平成27年度は、環境産業融資制度の更なる活用推進に向け、最低投資額の引下げや、燃料電池自動車の融資対象追加等を行いました。

2 北九州エコプレミアム産業創造事業

市内で生産されている環境配慮型製品や環境負荷低減に寄与するサービスを「北九州エコプレミアム」として選定し、広くPRを行うことにより、その販売を支援しています。平成16年度に創設、平成28年3月末時点で、159件の製品や技術、39件のサービス(合計198件)を選定しています。

3 エコアクション21の認証・登録の支援

市内中小企業者等の環境への取組を促進するため、環境省が策定した環境経営システムである「エコアクション21」の導入セミナーや、認証・登録に向けた実践講座の支援をしています。平成28年3月末時点、市内149企業が認証・登録されています。

4 環境未来技術開発助成事業

循環型社会及び低炭素社会の実現に向け、新規性・独自性に優れ、かつ実現性の高い環境・エネルギー技術の実証実験や社会システム研究等に対して研究費を助成し、新規の環境・エネルギーに関する技術開発の支援を行っています。平成27年度までに、124件の研究に対して助成を行っています。

第5節 次世代エネルギー拠点の総合的な形成

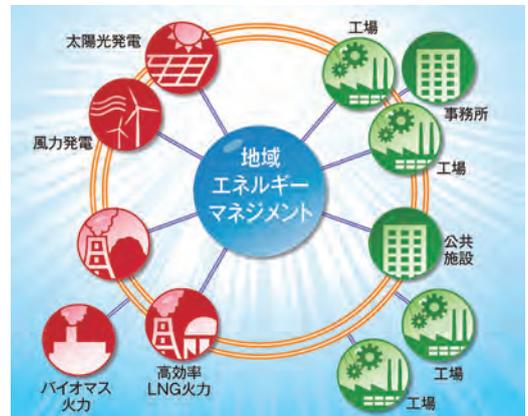
1 北九州市地域エネルギー政策の推進

北九州市の持つ再生可能エネルギーや高効率火力発電の立地ポテンシャル、スマートコミュニティの実証を通じたエネルギーを賢く使う省エネの知見などを活かし、低炭素で安定したエネルギーを供給することを目的としています。

平成27年度は、洋上風力発電・高効率火力発電の立地促進に取り組むとともに、地域のエネルギーマネジメントの実現に向けて、(株)北九州パワーを設立し、市有公共施設に電力供給を行う準備を開始しました。

洋上風力発電については、環境省の「平成27年風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法の構築モデル事業」のモデル地域に採択され、自然環境調査や市民・企業向けセミナーを実施しました。

また地域の未利用木質バイオマスを有効活用するため、国、県をはじめ、北九州市森林組合、関連企業、市農林部門からなる「北九州市バイオマス有効活用検討会」を開催し、供給側、利用側のシーズ・ニーズ把握とマッチングの可能性について検討しました。



2 北九州市の水素に関する取組

● 水素ステーション

● 商用水素ステーション

平成26年10月に小倉北区に岩谷産業(株)による九州初(全国2番目)の商用水素ステーションが開所し、平成27年12月には八幡東区にJXエネルギー(株)による市内2箇所目の商用水素ステーションが開所しました。

● スマート水素ステーション (SHS) 実証

平成26年12月に岩谷産業(株)、本田技研工業(株)と本市が連携し、コンプレッサーが不要な高圧水電解システムを採用したコンパクトなパッケージ型の「スマート水素ステーション」を若松区のエコタウンセンター内に設置しました。平成27年度は、スマート水素ステーションと太陽光・風力発電設備を接続し、平成28年度よりCO₂排出ゼロの水素製造実証実験を実施しています。



JXエネルギー水素ステーション東田



スマート水素ステーション

● 燃料電池自動車 (FCV)

平成27年2月に、公用車として燃料電池自動車を率先して導入しました。現在3台導入しており、事務連絡に利用するほか、イベント等での展示にも活用しています。

第3章

未来につなげる 循環型社会づくりの推進

第1節 最適な「地域循環圏」の構築

1 ごみの減量化・資源化の取組

持続可能な社会の実現に向け、従来の「循環型」の取組に、「低炭素」、「自然共生」の取組を加え先駆的な廃棄物行政のあり方を示す「北九州市循環型社会形成推進基本計画」を平成23年に策定し、平成28年には、経済社会状況の動向や廃棄物量の変化等に対応するため、計画の中間見直しを実施しました。〔3ページ参照〕 今後は改定した計画に基づき取組を推進します。

● これまでの具体的施策の実施

(1) 家庭系ごみの循環システム構築の取組について

(本市の主な取組)

平成5年7月 かんびん分別収集の開始 平成10年7月 政令市初 家庭ごみの有料指定袋制導入
平成18年7月 家庭ごみ収集制度の見直し 平成23年8月 「北九州市循環型社会形成推進基本計画」を策定
平成28年8月 「北九州市循環型社会形成推進基本計画」の改定

(2) 事業系ごみ対策の強化について

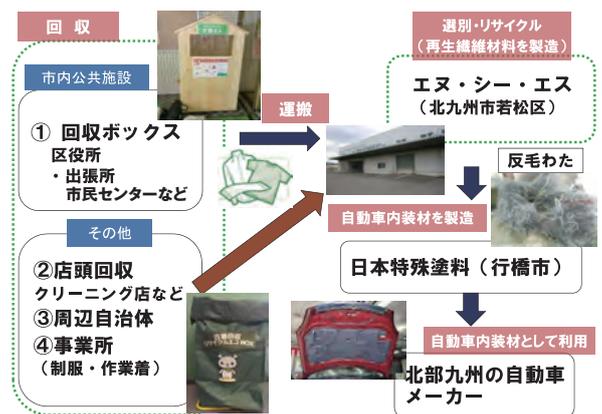
平成16年10月から、事業系ごみについて以下の対策を実施しました。

(実施内容)

- ・事業系ごみの市収集の原則廃止
- ・自己搬入ごみの処理手数料の改定（700円/100kg ⇒ 100円/10kg）
- ・リサイクル可能な古紙・廃木材の市施設への受け入れ廃止
- ・かんびん資源化センターへの自己搬入の廃止

2 古着の分別・リサイクル事業

北九州市では、古着の分別・リサイクル事業を、平成26年5月に開始しました。現在、区役所等の公共施設のほか、クリーニング店等の協力を得て、市内約130カ所で回収し古着の地域循環システムの確立を目指しています。回収された古着は、市内企業が再生繊維にリサイクルし、自動車内装材として、北部九州の主要自動車メーカーに供給される他、一部は国内でリユースされます。27年度は、市内外で約661トンの古着が回収され、自動車内装材原料となったほか、一部は衣服として国内でリユースされました。今後は、地域団体による古着の回収促進も図り、事業のシステム確立を目指します。



3 ごみ処理の現況

計画に基づく、一般廃棄物の処理の実施と減量化・資源化の取組を実施

- ・家庭ごみ、資源化物（かん・びん・ペットボトル・紙パックなど）、粗大ごみの計画収集
- ・不法投棄物の撤去、道路清掃の業務
- ・家庭ごみ、粗大ごみ、自己搬入ごみの焼却処理
- ・資源化物のリサイクルなど

○ごみ量の推移（市施設処理分）

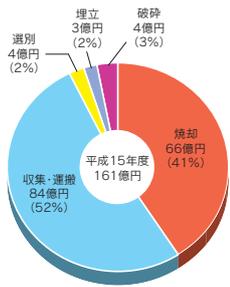
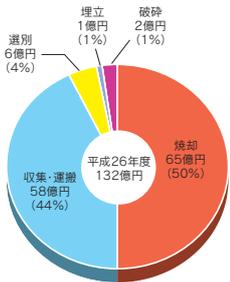
平成16年10月の「事業系ごみ対策」、平成18年7月の「家庭系ごみ収集制度の見直し」など、ごみの減量・リサイ

クル施策に取り組み、ごみ量は、平成 15 年度の 51 万 4 千トンから平成 27 年度には、36 万 5 千トンと約 14 万 9 千トン減少しました。

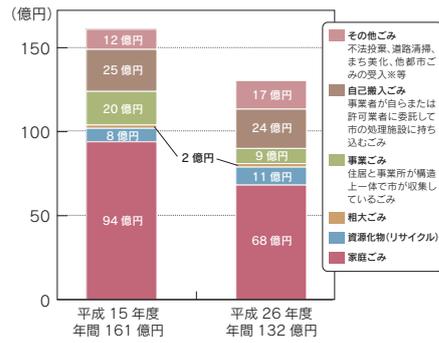
〇ごみ処理経費

平成 26 年度のごみ処理・リサイクルには、年間約 132 億円（うち、リサイクル約 11 億円）の経費がかかっています。平成 15 年度と比べると平成 18 年 7 月に実施した「家庭ごみ収集制度見直し」によるごみの減量、リサイクルの促進に伴い、収集体制の見直しや効率化等に取り組んだ結果、総額で約 29 億円の経費を削減しました。ごみの種類別では、一般家庭から出る家庭ごみを処理するために最も多くの経費（ごみ処理・リサイクル経費の約 52%）がかかっています。

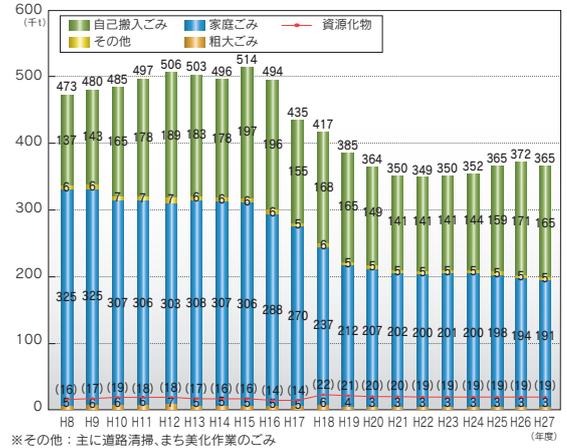
◆ごみの処理別経費



◆ごみの種類別経費



◆本市のごみ量の推移



◆家庭ごみの処理経費

家庭ごみの処理経費	平成 15 年度	平成 26 年度	対 15 年度増減
ごみ処理・リサイクル総経費	161 億円	132 億円	▲29 億円
家庭ごみ処理経費 (総経費から見た割合)	94 億円 (約 58%)	68 億円 (約 52%)	▲26 億円
1日あたりの処理費用	2,600 万円	1,900 万円	▲700 万円
市民一人あたり年間処理費	9,400 円	7,000 円	▲2,400 円
一世帯あたり年間処理費	22,400 円	15,800 円	▲6,600 円

第 2 節 環境産業拠点都市の形成

1 北九州エコタウン事業

平成 9 年 7 月に全国に先駆けてエコタウン事業の地域承認を受け、平成 16 年 10 月にはその対象エリアを市全体に拡大して事業を進めています。

<これまでの取組と成果>

- 事業数 (現在稼働中) 24 事業 (各種リサイクル法に対応したものと及び独自に進出したものを合わせ、わが国最大級の事業集積)
- 実証研究数 59 研究 (終了分を含む)
- 総投資額 約 714 億円 (市 69 億円、国等 127 億円、民間 518 億円)
- 雇用者数 955 人 (平成 28 年 3 月末時点)

■総合的な展開 (北九州方式 3 点セット)



**◆総合環境コンビナート (8 事業)**

- ペットボトルリサイクル事業
- OA 機器リサイクル事業
- 自動車リサイクル事業
- 家電リサイクル事業
- 蛍光管リサイクル事業
- 建設混合廃棄物リサイクル事業
- 医療用具リサイクル事業
- 非鉄金属総合リサイクル事業

◆響リサイクル団地 (5 事業)

- 自動車リサイクルゾーン
- フロンティアゾーン (4 事業)
 - 食用油リサイクル事業
 - 使用済有機溶剤精製リサイクル事業
 - 古紙リサイクル事業
 - 空き缶リサイクル事業

◆その他の地区 (11 事業)

- パチンコ台リサイクル事業
- 風力発電事業 (2 事業)
- 廃木材・廃プラスチックリサイクル事業
- 飲料容器のリサイクル事業
- OA 機器リユース事業
- 古紙リサイクル事業・製鉄用フォーミング抑制剤製造事業
- 自動販売機リサイクル事業
- 汚泥・金属等リサイクル事業
- プラスチック製容器包装再生処理事業
- 食品廃棄物リサイクル事業

○北九州市エコタウンセンター

平成 13 年 6 月に、エコタウン全体の中核的施設として実証研究エリア内に開設しました。

- 主な機能 市民をはじめとする環境学習、見学者の対応、環境・リサイクル技術及び製品の展示、市内環境産業の PR、環境関連の研修・講義の実施、研究活動支援
- 平成 27 年度視察者数 エコタウン事業全体 100,893 人

**2 九州環境技術創造道場**

平成 16 年度から「九州環境技術創造道場」を実施し (26 年度から NPO 主催)、環境、特に廃棄物分野での専門知識を有する技術者を育成しています。27 年度までに民間・行政からの受講生 286 人が修了しています。

**3 小型電子機器等の再資源化促進事業**

平成 25 年 8 月から小型電子機器等のリサイクルを開始しました。回収された機器等は認定事業者へ引き渡して適切に処理され、貴重な金属資源として再資源化されます。市内のスーパー等の協力店舗や区役所等に設置したボックスでの回収のほか、日明粗大ごみ資源化センターにて粗大ごみから選別しています。平成 27 年度は 111.1 トン回収しました。

第4章 豊かさを支える生物多様性保全の推進と快適な生活環境の確保

第1節 生物多様性を大切にしまちづくり

1 生物多様性戦略の推進

平成22年11月に「生物多様性基本法」に基づく「生物多様性地域戦略」として「北九州市生物多様性戦略」を策定、平成28年3月に「第2次北九州市生物多様性戦略（2015年度-2024年度）」を策定しました。基本理念を「都市と自然との共生～豊かな自然の恵みを活用し 自然と共生するまち～」とし、その実現のために「5つの目標」を設定して施策を推進します。

- ① 自然とのふれあいを通じた生物多様性の重要性の市民への浸透
- ② 地球規模の視野を持って行動できるような高い市民環境力の醸成
- ③ 自然環境の適切な保全による、森・里・川・海などがもつ多様な機能の発揮
- ④ 人と自然の関係を見直し、自然から多くの恵みを感じることができる状態の維持
- ⑤ 自然環境調査を通じて情報を収集、整理、蓄積し、保全対策などでの活用

同戦略は、市民・NPO、学識経験者、事業者及び市で構成された「北九州市自然環境保全ネットワークの会（通称「自然ネット」）」が進行管理しており、平成27年度には、講演会やエコツアーの開催などに取り組みました。



鳥がさえずる緑の回廊 植樹会（H28.3.26）



まちの森ホームページによる植樹活動の広報



若松中央小学校によるどんぐりポットづくり

第2節 安心して暮らせる快適なまちづくり

1 北九州市公害防止条例

本市では法を補完し、地域の実情にあった公害防止に取り組むため、昭和45年4月に北九州市公害防止条例を制定し、公害の発生するおそれのある工場については、市と公害防止協定を締結しています。（締結件数92件：平成28年3月31日時点）

2 大気環境の保全

本市は、大気汚染の状況を把握するため、二酸化いおう等の物質の常時監視を行っています。環境基準が設定されている11項目のうち、平成27年度は、多くの項目が環境基準に適合していましたが、光化学オキシダントが全測定局で、微小粒子状物質が大部分の測定局で環境基準に不適合でした。また、大気汚染防止法等に基づき発生源に対する指導等を行っています。



大気測定車



3 水環境の保全

本市は、河川・湖沼・海域等の公共水域において、健康項目や生活環境項目などのモニタリングを実施しています。平成 27 年度は、環境基準が設定されている項目の多くが環境基準に適合していましたが、河川におけるほう素及びふっ素が海水の影響を受けたため不適合でした。また、水質汚濁防止法等に基づき発生源に対する指導等を行っています。



4 土壌汚染対策

土壌汚染対策法は、土壌汚染による人への健康被害を防止することを目的としています。本市における形質変更時要届出区域は 34 件、要措置区域は 0 件です。また、汚染土壌処理業の許可件数は 4 件です。(平成 28 年 3 月 31 日時点)

5 騒音・振動対策

本市では、自動車・新幹線鉄道・航空機等からの騒音等の実態把握を実施しています。平成 27 年度において、新幹線鉄道の振動及び航空機の騒音については、環境基準に適合していましたが、自動車の騒音及び新幹線鉄道の騒音については、一部において不適合でした。また、騒音規制法・振動規制法等に基づき工場・事業場又は建設等作業現場等の発生源に対する指導等を行っています。

6 化学物質対策

ダイオキシン類や内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）等の物質について、モニタリングを実施しています。また、PRTR 制度に基づき、化学物質の環境中への排出量等の把握を行っています。さらに、PCB 廃棄物処理事業による環境への影響を把握するため、排出源及び周辺環境の監視・測定を実施しています。

7 悪臭対策

本市では、悪臭発生工場・事業場における悪臭防止法上の規制基準の適合状況を確認するため、立入検査や悪臭測定を実施する等、発生源に対する監視・指導を行っています。悪臭測定の結果、平成 27 年度は 1 事業場で基準を超過していたため原因調査と改善対策の実施を指導しました。

8 工場・事業場における環境保全対策への取組の推進

環境法令遵守意識の高揚や不祥事の発生防止を目的とし、大気、水質土壌、監視指導の各分野で、最近の法改正の内容や環境基準達成状況、立入検査や指導事例の紹介等を行いました。

セミナーの実施方法は、市内の大気分野及び水質分野の大規模排出事業者を対象とした集合セミナー及び工場・事業場単位での申し込みに応じて実施する個別セミナーとし、平成 27 年度は、集合セミナーを 1 回、個別セミナーを 7 回開催しました。

9 公害に関する苦情・要望

公害が発生した場合、当事者間の話し合いなどで解決する例もありますが、大部分は苦情・要望として行政機関に持ち込まれます。平成 27 年度に申し立てられた公害に関する苦情・要望件数の総数は 292 件ありました。

第3節 都市の資産（たから）を活かしたまちづくり

1 まち美化に関する啓発

ごみのない清潔で美しいまちづくりを推進するため、市民・NPO・企業等と連携し、様々な啓発事業を実施しています。

○「クリーン北九州」まち美化キャンペーン

5月30日～6月30日を「クリーン北九州」まち美化キャンペーン」として、観光地等各区に会場を設けての大規模なまち美化清掃、市民等による市内各地のまち美化清掃及びJR駅前等の街頭啓発を実施。

- ・平成27年度 参加人数 32,976人、収集量 99.9トン

○「市民いっせいまち美化の日」

10月1日～7日までを「清潔なまちづくり週間」、10月の第一日曜日を「市民いっせいまち美化の日」として定め、その日を中心とした9月～10月の間、市民等が地域の道路、公園、河川、海浜等を清掃。

- ・平成27年度 参加人数 104,887人、収集量 403.1トン

○「クリーン北九州」百万市民運動推進協議会

地域・学校・企業・ボランティアを代表する39団体で構成され、「5分間清掃」、「ポイ捨て防止」、「ごみの持ち帰り」の3つを運動目標に普及啓発活動を実施。

○その他の啓発活動

「北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例」に基づき、地域のまち美化率引役を担う「まち美化推進員」を選任。

- ・平成28年4月1日現在 192人

市のイメージアップ等の観点から、特にまち美化が必要な区域を「まち美化促進区域」として指定（11ヶ所）。

道路・公園・河川等の公共の場所をボランティアで清掃する市民に「まち美化ボランティア袋」を配布。

区	まち美化促進区域
門司区	・門司港レトロ地区 ・大里柳校区駅前周辺地区
小倉北区	・小倉駅前地区 ・勝山公園地区
小倉南区	・朽網であい坂地区
若松区	・若松南海岸エルナード地区
八幡東区	・国際通り地区 ・帆柱自然公園
八幡西区	・黒崎地区 ・沖田地区
戸畑区	・戸畑駅前地区



第4節 開発事業における環境配慮の推進

1 環境影響評価（環境アセスメント）制度

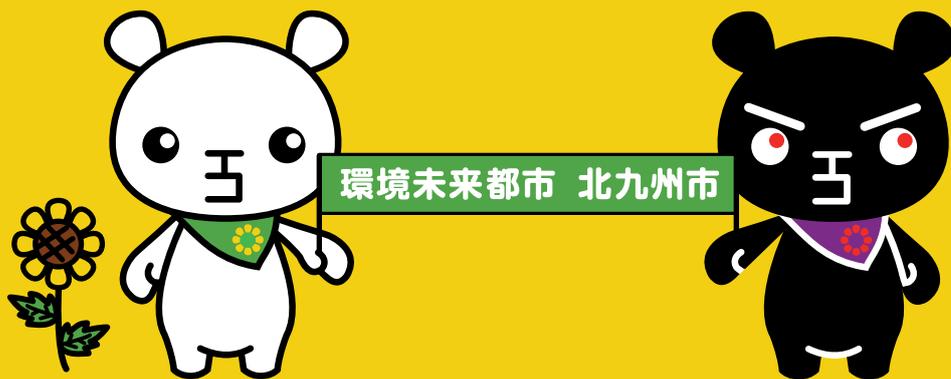
環境影響評価法及び条例に基づく環境アセスメント制度は、土地の形状変更等を行う事業者が、その事業の実施に当たり予め、その事業に係る環境影響について自ら調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して地域住民等の意見を聴き、環境保全に適切に配慮した事業計画を策定するものです。

本市では、平成27年度末までに、配慮書5件、方法書23件及び準備書24件の審査を行い、環境影響評価審査会の意見を踏まえ、環境保全の見地から市長意見を提出しました。

2 北九州市環境配慮指針

開発事業者が環境影響評価や環境保全への配慮の検討を行う際の手引となる「北九州市環境配慮指針」を、平成18年9月に策定しました。この指針は、開発事業の規模の大小、事業者の官民の別にかかわらず活用できるように作成しており、そのうち、市が実施する一定規模以上の開発事業については、本指針を活用した環境配慮点検制度を平成19年4月より導入しています。

発行:北九州市環境局
〒803-8501
北九州市小倉北区城内1番1号
TEL.093-582-2173
印刷:旬日高印刷所
北九州市印刷物登録番号 第1612060A号



©ていたん&ブラックていたん北九州市

「平成28年度版 北九州市の環境」の本編は、1部(本体953円+税)で販売しています。
また、市のホームページ(「<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/>」で「北九州市の環境」を検索)
のほか、市内図書館等で閲覧できます。

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

北九州市はグリーン購入を推進しています。